# 別記様式２－１

## 豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（知事認定獣医師が接種を行う場合）

（接種契約農場における下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項（知事認定獣医師が接種を行う場合） |
| 1. 接種対象農場以外での接種を行ないません。 2. ワクチン接種に係る役務の提供の対価を農場に対して説明します。 3. 配分されたワクチンについては、使用するまで適切な温度で冷蔵保管します。 4. ワクチン接種月の前月末日までに、「豚熱ワクチン月間使用計画書」（別記様式11）を、ワクチン接種契約を結ぶ農場を管轄する家畜保健衛生所長へ提出し、計画に従い接種します。 5. ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用します。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行いますが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とします。 6. ワクチン接種後は、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を農場外へ移動する場合には、法第７条※３及び令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長に準じた標識※４を付します。 7. 空き瓶は、破損した瓶も含めてすべて家畜保健衛生所長へ返却します。その際、消毒を確実に行ったのちに返却します。 8. ワクチン接種の実施状況について、「豚熱ワクチン使用状況報告書」（別記様式14）により、ワクチン接種日の翌日までに農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告するとともに、法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告します。 9. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合のみ実施します。 |

上記９つの遵守事項について相違ありません。また、診療施設に所属する豚熱ワクチン接種に従事する知事認定獣医師に対し、上記内容を遵守させます。

　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県知事　　様

※3　家畜伝染病予防法第7条(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)

都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させることができる。

※4　令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知

　　豚熱ワクチン接種豚等の標識について、標識の色は「蛍光ピンク又は蛍光赤色」、標識の方向は「‘Ｖ’の文字の上部を頭側とし、背部に左右対称に標識する」ことを推奨したもの。